

よこはまウォーキングポイント事業参加要領(スマートフォン歩数計アプリ)

制定 平成 30 年 2 月 23 日 健保事第 3418 号(局長決裁)
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日 健健推事第 2933 号(局長決裁)

参加者は、よこはまウォーキングポイント事業(以下「本事業」という。)の趣旨に賛同し、本事業に参加するものとします。
また、本事業はよこはまウォーキングポイント事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に基づき実施されます。

1 個人情報を含む参加者情報の取り扱い

本事業でご提供いただいた個人情報を含む参加者情報は、すべて横浜市に帰属し、横浜市が管理し、横浜市が指導・監督のもと、共同事業者(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)及び横浜市が委託した事業者が取扱います。

「個人情報」とは個人に関する情報であつて、当該情報に含まれるメールアドレス、氏名、住所その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいい、特定の個人を識別できない情報については、当該「個人情報」から除かれます。

なお、個人情報の利用については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」を遵守するとともに個人情報の保護に十分配慮します。また、事前に本人の同意がある場合を除き、個人を特定したデータの公表は一切行いません。

2 参加者情報の収集・利用・提供

- (1) 参加にあたっては、本事業に必要な、個人情報を含む参加者の情報を登録していただきます。また、歩数及び位置情報等の情報を収集させていただきます。前記2つを総称して「参加者情報」とします。
- (2) 横浜市及び横浜市が委託した事業者は、本事業で得た参加者情報を本事業に関する通知、連絡、アンケート調査に利用させていただく場合があります。
- (3) 横浜市、共同事業者及び横浜市又は共同事業者が委託した者は、横浜市の監督のもと、本事業から得た参加者の参加者情報を、本事業の目的の範囲内で個人が特定できない形で統計・分析等に利用することがあります。
- (4) 横浜市及び共同事業者は、本事業で収集した参加者情報を本事業の目的以外に使用することはありません。ただし、横浜市、横浜市と協定・覚書を締結した者及び横浜市が委託した者は、本事業から得た参加者情報を他の個人情報と結び付け、本事業及び保健医療福祉施策の評価及び企画のための分析・研究を実施し、結果を個人が特定できない形で公表することがあります。その際、横浜市は、横浜市と協定・覚書を締結した者及び横浜市が委託した者に、参加者情報及び参加者情報と他の個人情報を結び付けた情報を提供することがありますが、その場合は、当該情報を個人を直ちに識別できないよう加工したうえで提供します。

3 参加対象者

下記のいずれかに該当する人で、ウォーキングによる健康づくりに参加したい方

- (1) 18 歳以上の横浜市民
- (2) 市内に所在する法人組織の事業所のうち、本事業に参加意思のある事業所に所属する原則 18 歳以上の横浜市在勤者及び在学者等
- (3) その他、横浜市が認める方

4 参加に必要なもの

参加される方は、本事業に参加するために必要な通信機器(スマートフォン)、ソフトウェアその他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己費用と責任において準備し、利用可能な状態にする必要があります。

また、参加される方自身の費用と責任において、電気通信サービス又は電気通信回線を経由してインターネットに接続するものとします。

5 参加方法

参加される方の使用する端末又は OS 若しくはアプリのバージョン及び使用する端末の設定等により、本事業で指定したスマートフォン歩数計アプリ(以下「スマホアプリ」という。)の全部又は一部の機能が利用できない場合があります。

- (1) 参加を希望する方は、スマホアプリをスマートフォンにダウンロードし、申込情報をアプリから登録します。
なお、登録は1人1登録とし、1人が複数の参加登録を行うことはできません。
- (2) スマホアプリのダウンロード及び利用には、別途パケット通信料がかかります。(アプリのバージョンアップや正常に動作しないこと等での再設定などで追加的に発生する通信料も含む。)
- (3) スマホアプリの歩数データは、定期的に応用プログラムの歩数データ送信ボタンを押下することで、歩数ランキングやグラフ等の閲覧が可能となり、歩数によるポイント等が付与されます。また、歩数データはアプリ内に 42 日間保存され、42 日を経過したデータは順次消去されますので、定期的に応用プログラムから歩数データの送信を行ってください。
- (4) スマートフォンの機種により、歩数カウントに差があります。スマートフォンの機種による歩数カウントの差異については、横浜市及び共同事業者は一切責任を負いません。スマホアプリをご利用いただく通信機器(スマートフォン)には、歩数カウント機能の点から、共同事業者が定める推奨機種があります。
- (5) HealthKIT (ios) 又は GoogleFit (Android) に対応しているウェアラブル端末で計測した歩数データは、スマホアプリに連携することができます。ウェアラブル端末の機種により歩数カウントの差異がありますが、連携元の機種による歩数カウントの差異については、横浜市及び共同事業者は一切責任を負いません。
- (6) 歩数によるポイントは1日あたりの歩数等に基づき付与されます。参加者は保有するポイントを他の参加者に譲渡又は質入れしたり、参加者間でポイントを共有することはできません。
なお、横浜市は参加者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、参加者に事前に通知することなく、参加者が保有するポイントの全部又は一部を取り消すことができます。
 - ・違法又は不正行為があった場合
 - ・参加要領その他横浜市が定めるルール等に違反があった場合
 - ・その他横浜市が参加者に付与されたポイントを取り消すことが適当と判断した場合また、横浜市は取消又は消滅したポイントについて何等の補償も行わず、一切の責任を負いません。
- (7) 本事業では、3 参加対象者の(1)(2)に該当し、歩数等によるポイントが指定された条件を満たした場合、景品抽選に応募することが可能です。景品抽選応募にあたっては、アプリ上で氏名・住所・電話番号の入力が別途必要となります。
なお、抽選結果については、景品発送をもってお知らせし、当選された景品の返品・交換、当選権利の譲渡、換金はできません。また、長期不在等で景品が配送できない状態にある際は、当選権利を失効する場合があります。当選景品の受領又は使用の結果発生した損害について、横浜市及び共同事業者は責任を負いません。
- (8) 参加者の端末使用環境や、GPS 衛星の状態により位置が正しく表示されない場合があります。

- (9)参加者がスマホアプリを利用して提供した情報等(以下「参加者提供情報等」という。)に係る著作権については、当該参加者及び当該参加者に利用の許諾を与えた権利者に留保されるものとします。ただし、参加者は、横浜市及び共同事業者の事前の書面による同意なくして著作人格権を行使してはならず、また、第三者から許諾を得る際には、本項及び次項の規定に第三者が同意することを内容とする許諾を取らなければならないものとします。
- (10)横浜市及び共同事業者は、本事業の運営の目的の範囲内で参加者提供情報等を複製することができるものとし、また、本事業の仕様上、第三者に対して表示されることが想定されているものについては、公表等を行うことができるものとします。なお、スマホアプリの仕様上、横浜市及び共同事業者は、必要に応じて画像の拡大・縮小、サムネイル化、トリミング等を行うことができるものとします。

6 参加登録事項の変更・退会等

- (1)参加登録事項(メールアドレスや居住地等)に変更があった場合は、速やかにアプリで変更登録していただくか、横浜市が委託した事業事務局(以下本事業事務局という)へお問い合わせください。
- (2)本事業の退会を希望する場合、速やかにアプリで退会していただくか、本事業事務局へお問い合わせください。
- (3)登録事項の変更や退会の手続きがなされず、本事業事務局がやむを得ない事情があると判断した場合は、本事業の利用の停止や登録事項の変更、退会手続きを行う場合があります。
- (4)横浜市は、変更・退会手続きを行わなかったことにより参加者に発生した損害、不利益等について、一切賠償する義務を負わないものとします。

7 禁止事項

本事業の参加にあたり、下記いずれかに該当する行為を禁止します。また、下記いずれかの行為を誘引、助長する行為も同様とします。参加者が下記に違反したことによる損害は、参加者のご負担となります。

- (1)本要領に違反する行為
- (2)法令又は公序良俗に反する行為
- (3)宗教活動、政治活動などの行為
- (4)本事業に関する情報を改ざん又は消去する行為
- (5)参加者がスマホアプリで取得した画像データ等のスマホアプリ以外での使用及び営利目的の使用
- (6)横浜市と共同事業者で別途定める「投稿ポリシー」に違反する行為
- (7)第三者(横浜市、共同事業者、他の参加者を含む、以下同じ。)の知的財産権等その他の権利・利益を侵害する行為
- (8)ウイルス・プログラム、その他の有害プログラム等を送信又は掲載する行為
- (9)第三者の機器、設備等若しくはスマホアプリ用設備の利用又は運営に支障を及ぼす行為、その他スマホアプリの正常な運営を妨げ、又は支障を及ぼす行為
- (10)犯罪行為又は犯罪行為に結びつく行為もしくはこれを助長する行為
- (11)その他第三者に不当に不利益を与える行為

8 著作権、財産権その他の権利

- (1)本事業に含まれるコンテンツ及び個々の情報、商標、画像、デザイン等に関する著作権、商標権その他の知的財産権及びその他の財産権は、全て横浜市又は正当な権利者に帰属しています。
- (2)参加者は本事業の著作権等を侵害することはできません。したがって、横浜市は本要領にしたがってのみ、参加者の使用を許諾します。また、本事業の全部又は一部を修正、改造し、これらに基づいて二次的著作物を創作することはできません。
- (3)本要領に定めのない事項については、著作権法その他の知的財産保護に関する法律が適用されます。
- (4)違反行為については、その違反行為を本事業事務局が差し止める権利及び当該違反行為によって得た利益相当額を、横浜市及び共同事業者の損害賠償額として請求できるものとします。
- (5)参加者は、スマホアプリで取得した画像データ等について、スマホアプリでのみ使用することとし、営利目的の使用はできません。

9 免責事項

本事業へ参加される方は、参加者自身の責任においてご参加いただけます。また、以下の各号に掲げる事項をあらかじめご了承ください。

- (1)横浜市及び共同事業者は、掲載された情報等については、いかなる保証もいたしません。また、掲載情報等によって参加者に生じた損害や参加者等同士のトラブル等について、一切の補償及び関与をいたしません。
- (2)横浜市及び共同事業者は、本事業からリンクされた第三者が運営するサイトに関して、いかなる保証もいたしません。
- (3)横浜市及び共同事業者は、参加者が本事業を利用できなかったことにより生じた損害について、いかなる場合においても、何等の責任を負いません。また、本事業が、いかなる参加者の使用環境のもとでも正確に動作しうる旨の保証はいたしません。
- (4)横浜市及び共同事業者は、参加者が本事業の参加中に生じた事故、怪我、疾病、障害等について、何等の責任を負いません。
- (5)本事業内の地図情報に誤字・脱字、地形・道路の位置ずれ、家・敷地の大きさの誤り等、表記上・内容上の誤りにより、何等かのトラブルや損害が発生した場合であっても、横浜市及び共同事業者は一切の責任を負わないものとします。
- (6)位置情報の精度に起因する本事業内の情報の誤差に関して、横浜市及び共同事業者は一切責任を負わないものとします。
- (7)スマホアプリは、血圧、体重、睡眠時間等のバイタルデータに関する情報を保管します。これは、医療行為を行うことを目的とするものではなく、参加者がウォーキング等による健康づくりを行うにあたり、自身のデータを記録できるようにしたものです。そのため、特定の疾患等の治療、症状の改善等の効果を何ら保証するものではありません。
- (8)対応機器で計測又は対応スマホアプリで取得した血圧、体重、睡眠時間等のバイタルデータは、本事業のスマホアプリに連携することができます。横浜市及び共同事業者は、連携元の機種やスマホアプリで取得した血圧、体重、睡眠時間のデータの正確性についていかなる保証も行わないものとし、参加者に損害が発生した場合であっても、責任を負いません。

10 事業の終了・変更・追加

- (1)横浜市及び共同事業者は、1か月以上前の通知により本事業の全部又は一部を終了することができます。また、横浜市及び共同事業者は、都合により、特段の通知・承諾なく、本事業の全部又は一部の内容若しくは仕様の変更又は追加を行うことができます。
- (2)横浜市及び共同事業者は、前項の終了、変更及び追加に関し一切責任を負いません。

11 事業の中断

横浜市及び共同事業者は、以下のような中断事由が生じたときは、参加者に事前通知することなく本事業を中断又は制限することがあります。

なお、事前の通知なく、本事業の内容等を変更・停止等したことにより、参加者又は第三者が損害を受けたとしても、横浜市及び共同事業者は責任を負うことはありません。

- (1)過度のアクセスの集中、不正アクセス、ウイルスの侵入、コンピューターネットワーク障害等により、横浜市が事業を継続することにより第三者に不利益が生じる恐れがあると判断した場合

(2)その他横浜市が本事業の中断を必要と判断した場合

12 その他注意事項

- (1)本事業に係る体調管理、スマホアプリ及びID・パスワード等の管理は、参加者に自己責任で行っていただきます。本事業による参加者の行為とその結果について、横浜市及び共同事業者は自らに過失がある場合を除き、責任を負うことはありません。
- (2)本事業において、横浜市及び共同事業者から料金を別途参加者に請求することはありません。
- (3)本事業には、本要領及び本事業の実施要綱が適用され、必要に応じて、横浜市はこれらを随時変更することができます。この場合、変更する1か月以上前からその変更内容を本事業のホームページで公開し、その変更内容は、参加者が実際に閲覧したかにかかわらず、ホームページの公開から1か月経過した時点で参加者に通知され、また承諾したものとみなします。ただし、①当該変更が、参加者の一般の利益に適合するとき、又は、②当該変更が、本要領及び本事業の実施要綱に基づく本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときに限られます。
- (4)横浜市は、参加者が参加登録事項に虚偽、誤記があった場合や本要領及び本事業の実施要綱に違反した場合等において、本事業への参加を禁止したり、本事業の全部又は一部の利用を停止することがあります。
- (5)参加者は、本要領に定めのない事項について、別途横浜市の定めるところに従うものとします。
- (6)本事業の実施要綱は本事業のホームページをご覧ください。
- (7)本事業に関するお問い合わせは、本事業事務局までご連絡ください。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年2月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。